

第2回舞鶴市総合教育会議

次 第

日時：平成27年7月28日（火）

14：00～

場所：市役所本館4階第2委員会室

1. 挨拶

2. 協議

舞鶴市教育振興大綱（案）について

3. その他

4. 閉会

舞鶴市教育振興大綱（案）



平成27年7月

舞 鶴 市

I. 策定の趣旨

少子高齢化が進行するとともに人口減少が続く中で、平成27年3月に策定した本市総合計画・後期実行計画に基づいたまちづくりの基本方針は、本市の特色ある歴史、文化、豊かな自然等の魅力などの地域資源を最大限に活かし、「心豊かに暮らせるまちづくり」、「安心のまちづくり」、「活力あるまちづくり」を推進することにより、定住人口の減少抑制と交流人口の拡大を図ることとしています。

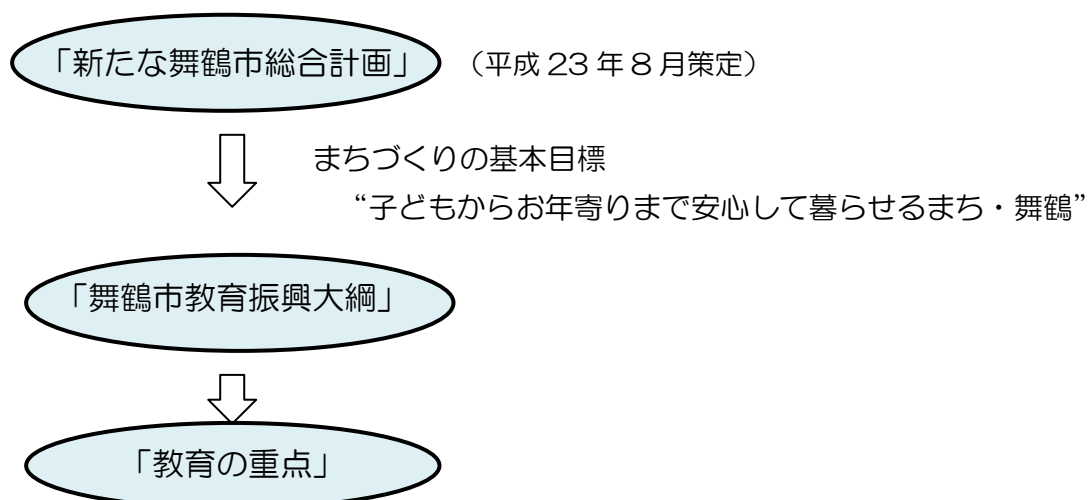
また、本市の将来を担うのは、まさに次の世代である子どもたちであり、その人材育成を図るための教育の役割は大変重要であることから、教育の振興を図ることは、将来の地域社会の発展をもたらす基盤であり地域振興の原動力となるものです。

この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

こうしたことを踏まえ、本市教育の振興についての基本方針である教育振興大綱を、「総合教育会議」において協議し策定するものです。

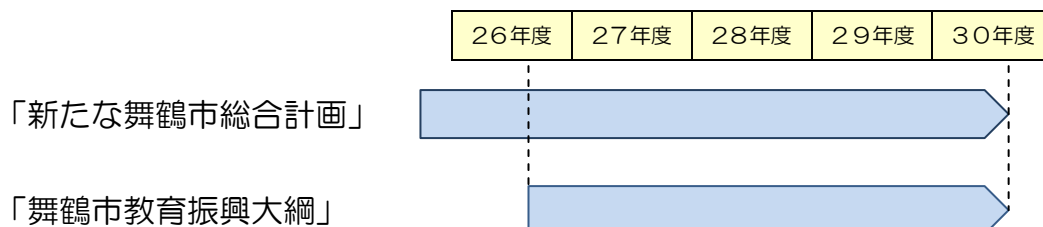
II. 大綱の位置付け

本大綱は、「新たな舞鶴市総合計画」（平成23年8月～平成31年3月）の基本構想に基づき、教育の振興を図るうえでの基本的な方向性、目標を定めるものです。



Ⅲ. 計画期間

本大綱の計画期間は、平成27年度から平成30年度の4年間とします。



Ⅳ. 育てたい子ども像と基本理念

1. 育てたい子ども像

「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」

本市が目指す育てたい子ども像は、ふるさと舞鶴を愛し、夢を育み夢に向かって自らの将来を切り拓き、力強く生き抜き、コミュニケーション能力を有し、相手を尊重し思いやる。そして、善悪の正しい判断を持ち自らを律することができる「自律」と、自ら目標を定め自立していく「自立」とを備えた子どもを育成します。

2. 基本理念

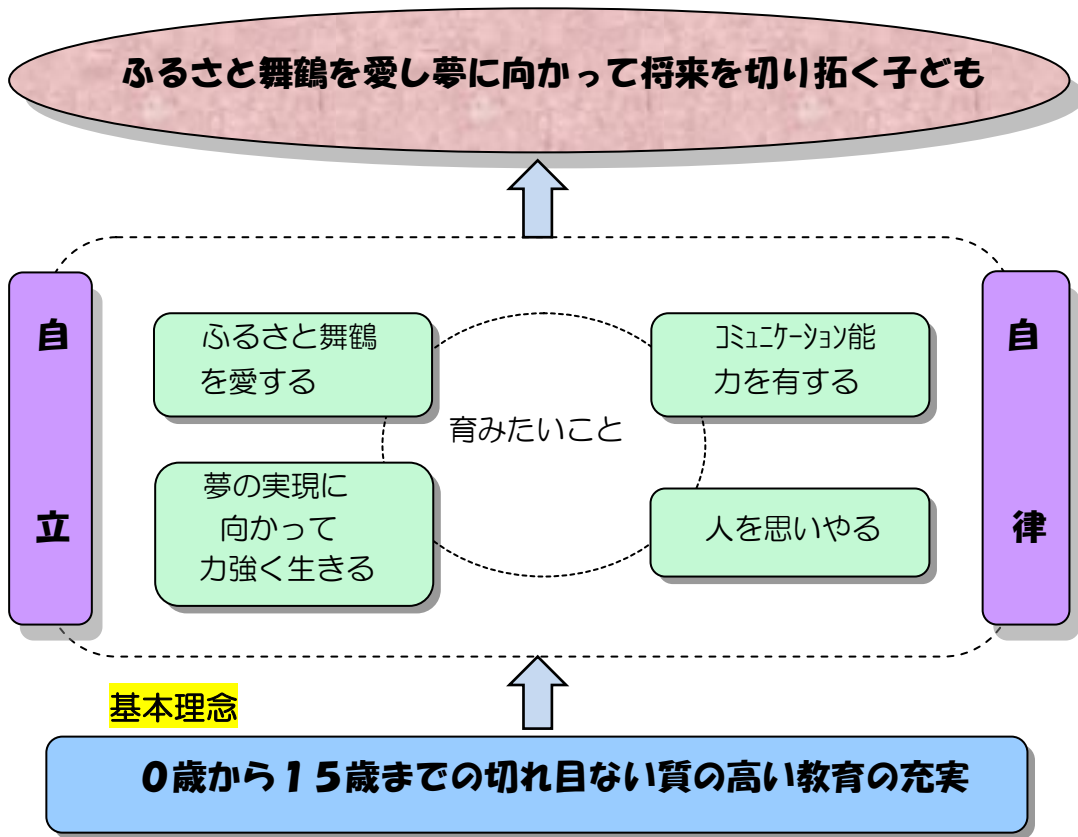
「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」

本市の教育は、“ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども”の育成を図るため、「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念とし、施策の推進を図ります。

とりわけ0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期であるため、幼児教育の充実をしっかりと取り組み、小学校や中学校へのつながる教育の充実を図ります。このため、「幼保小中連携」体制のもとでの教育内容の充実と、本市の豊かな自然環境の中で、特色ある歴史、文化などの地域資源を活かした教育の推進を地域社会全体で取り組み、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成を行うとともに、市民の誰もが生涯にわたり学習のできる教育力の高い、心豊かな環境づくりを推進します。

【育てたい子ども像と基本理念】

育てたい子ども像



V. 基本方針

基本理念の達成へ向け、次の5つを基本方針の柱とします。

基本方針1

生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進

基本方針2

子どもを育てる教育環境の充実

基本方針3

ふるさとを愛する教育の推進

基本方針4

地域社会で支える教育と子育て支援の充実

基本方針5

心豊かな生涯学習の推進

1. 生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進

(1) 切れ目ない教育の推進

0歳から15歳の子どもの成長の視点に立ち、成長に合わせた円滑な教育の流れを構築するため、0歳から就学前の乳幼児期と義務教育9年間で、切れ目のない一環した教育の期間として捉え、教育内容の充実をはじめ、いわゆる“小1プロブレム”や“中1ギャップ”の解消等に向け「幼保小中の連携」や「小中一貫教育」の実施など切れ目のない教育を推進します。

(2) 質の高い幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで大変重要であるため、本市における幼児教育のビジョンを策定し、幼稚園や保育所（園）における0歳から就学前の乳幼児期に求められる主体性や自主性を養う教育の充実など、さらに義務教育段階へとつながる質の高い幼児教育の充実を図ります。

(3) 個性を伸ばし夢をかなえる学校教育の充実

一人ひとりが、夢を育み夢を実現するための目標を持ち、自らの将来を切り拓いていこうとする、自立するたくましい子どもを育てる教育環境の充実を図ります。そのため、夢チャレンジ事業の取り組みなど学力の充実・向上や一人ひとりの特性や能力を伸ばす個々に応じた教育の推進、さらに特別支援教育の充実や貧困家庭への対応等を推進し学校教育の充実を図ります。

(4) 心身ともに健全な子どもの育成

乳幼児期からの遊びや、小中学校における学校体育や部活動等によるスポーツを通しての体力づくりの向上を図り、また幼いころから様々な人との関わりの中で相手を思いやる豊かな人格の形成を図るとともに、正しい食生活について食育を推進するなど、元気でたくましい知・徳・体のバランスのとれた健全な子どもの育成を図ります。

2. 子どもを育てる教育環境の充実

(1) 教師等の資質能力の向上

子どもの能力や個性を伸ばすとともに健全な成長を支えるため、教育的愛情、使命感と情熱、豊かな感性を持ち、人間的魅力にあふれる指導者の育成を図るとともに、教師や保育士等教育に携わる者の研修等の充実により資質能力の向上を図ります。

(2) 学校等における教育環境の充実

急激に進展する高度情報化社会に対応するため、ICT を活用した教育環境の整備促進を図るとともに老朽施設等の施設整備の促進など、教育環境の充実を図ります。

(3) 高等教育機関等との連携の推進

市内の高等学校や専門学校等をはじめとする高等教育機関や教育に関わるすべての機関、各種団体等との連携を図るなど、義務教育以降における切れ目ない進路等についての支援を図ります。

3. ふるさとを愛する教育の推進

(1) ふるさと学習の推進

引揚げをはじめ本市の特色ある歴史、文化や豊かな自然について、本市独自の絵本や副読本、さらには野外活動等を通して身近に学ぶことにより、また、本市が果たしている港湾機能等の多様な役割や主要な産業などについて、インターンシップなどの体験活動を通して学ぶことにより、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ教育の推進を図ります。

(2) グローバル化社会に対応する教育の推進

あらゆる分野において、今後益々グローバル化が進展する中で、ふるさとへの誇りを持ちつつ、外国語活動の充実や国際交流、国際理解の取組みを推進するなど国際化社会で活躍できる人材の育成を図ります。

4. 地域社会で支える教育と子育て支援の充実

(1) 地域との連携による教育・子育て支援の推進

都市化や核家族化が進行する中で、子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上等家庭教育の推進はもとより、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・地域が連携し、地域ぐるみで子どもの教育と子育てを支援する環境の充実に取り組みます。このため、地域が学校を支援する活動や地域で子どもを育てる環境づくりを推進するとともに、PTA 等関係団体とも協力し教育と子育て支援の連携を図ります。

(2) 社会活動団体との連携の推進

児童生徒が集団行動の中で規範を身に付けるとともに、心身ともにたくましさを養うため、「海洋少年団」や「ボーイスカウト」等の健全育成を目的とする団体等をはじめ、児童合唱団やスポーツ少年団など文化・スポーツ団体等との連携を推進し子どもの健全な育成支援を図ります。

5. 心豊かな生涯学習の推進

(1) 市民の学習活動の推進

次代を担う子どもを育成し、また、市民自らが生涯にわたり学び、自らを高め生きがいのある人生を歩み続けることができるよう、誰もが心豊かに学習できる環境づくりを推進します。このため、高齢者等の生きがいづくりに資する文化的な活動の推進を図るとともに、世代間の交流等を通じて、高齢者をはじめ市民がこれまで学んだ知識や経験、技能を活かして地域で活躍できる環境づくりを推進します。

(2) 市民スポーツの推進

市民の健康増進等を図るため、だれもが気軽に運動やスポーツができる環境づくりを推進し、生涯スポーツの振興を図るとともに、各種大会等スポーツイベントの充実に努めスポーツを通じた交流人口の拡大を図ることにより、スポーツによるまちづくりを推進します。